

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

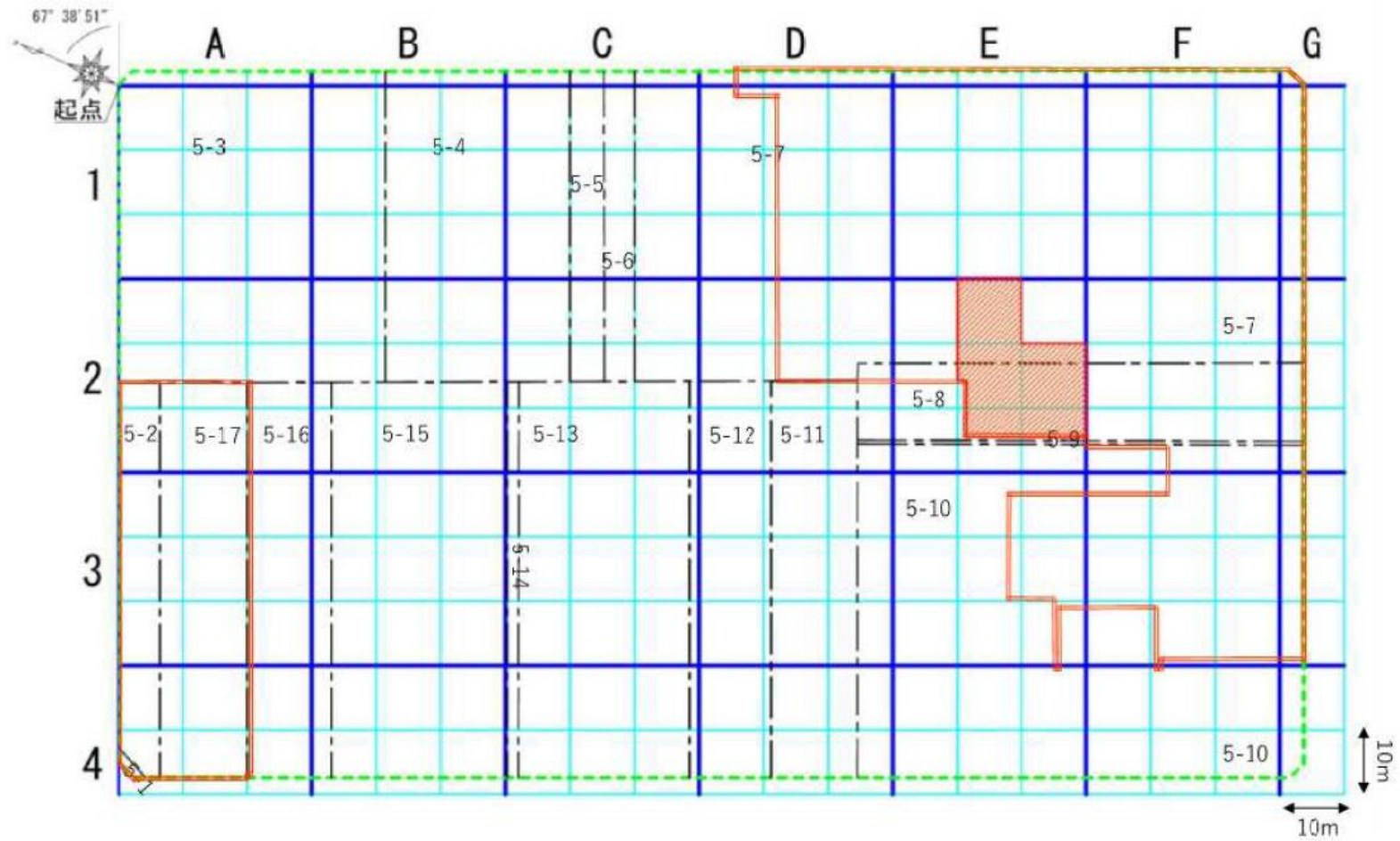
別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番七の一部及び五番八の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



【起点】

起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

【格子の回転角】

67° 38' 51"
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画
- 地番境界
- 形状変更時要届出区域
- 変更範囲